

諮問書

佐市建指第80号

平成26年4月28日

佐賀市個人情報保護審査会
会長 村上英明様

佐賀市長 秀島敏行

佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

避難路沿道建築物の状況調査における、個人情報の本人以外からの収集について

2 諮問理由

平成25年11月の「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐促法」という。）の改正により、一定要件を満たす建築物の所有者に耐震診断の実施及び報告が義務付けられた。（別紙1参照）

これに伴い、市内の避難路沿道建築物の状況を早急に調査し、対象建築物を把握する必要があることから、画像計測車両による道路及び建築物を撮影し、画像データを収集する。

3 所管課

建築指導課

4 画像収集の概要

現在指定している緊急輸送道路について、高層建築物が集積して立地している路線では長距離レーザーを搭載した高精度GPS移動計測車両を用い、それ以外の路線では画像計測（360度全方位）車両を用いて道路及び沿道の状況を計測する。（別紙2）

○調査を実施する路線延長 : 242km（別紙3）

5 収集した画像の取扱い

収集した画像データを用い、道路幅員及び建築物の高さを測定し耐震診断の義務が課せられる建築物の判断を行う。データの運用については、建築指導課内のデスクトップコンピュータにデータ閲覧用のアプリケーションを設定し利用するものとする。(別紙4)

6 収集した画像の利用時期

平成 26 年度中

出典元：『H25改正 建築物の耐震改修の促進に関する法律について』、一般社団法人建築性能基準推進協会、P1-P2

H25耐震改修促進法 改正のポイント

次の大地震が起こる前に
なんとかしておかなくちゃね。



耐震改修促進法とは

建築物の地震に対する安全性の向上を一層促進するため、地震に対する安全性が明らかでない建築物の耐震診断の実施の義務付けなど、耐震化促進のための制度を強化するとともに、耐震改修計画の認定基準の緩和など建築物の耐震化の円滑な促進を図るため、耐震改修促進法（建築物の耐震改修の促進に関する法律）が改正されました（平成25年11月25日施行）。

Point

I. 大規模建築物等に係る耐震診断結果の報告の義務付け

対象建築物		耐震診断結果の報告期限
【耐震診断の義務化・耐震診断結果の公表】		
要緊急安全確認大規模建築物	<p>病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物および学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの（次ページの表をご覧ください。）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>幼稚園・保育園</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>小・中学校</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>老人ホーム</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>ホテル・旅館</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>美術館・図書館など</p> </div> </div>	<p>【期限】 平成27年 12月31日</p>
要安全確認計画記載建築物	<p>火薬類、石油類その他危険物を、一定量以上貯蔵または処理している大規模な貯蔵場等</p>	
避難路沿道建築物	<p>都道府県または市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物であって一定の高さ以上のもの</p> <div style="text-align: center;"> </div>	
防災拠点建築物	<p>都道府県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>小・中学校</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>ホテル・旅館</p> </div> </div>	<p>【期限】 地方公共団体の耐震改修促進計画に記載された期限</p>
<p>【全ての建築物の耐震化の促進】 マンションを含む住宅や小規模建築物についても、耐震診断及び必要に応じた耐震改修の努力義務を創設。</p>		



耐震診断及び診断結果の報告 が必要な建築物一覧

詳しくは各自治体にお問い合わせください。

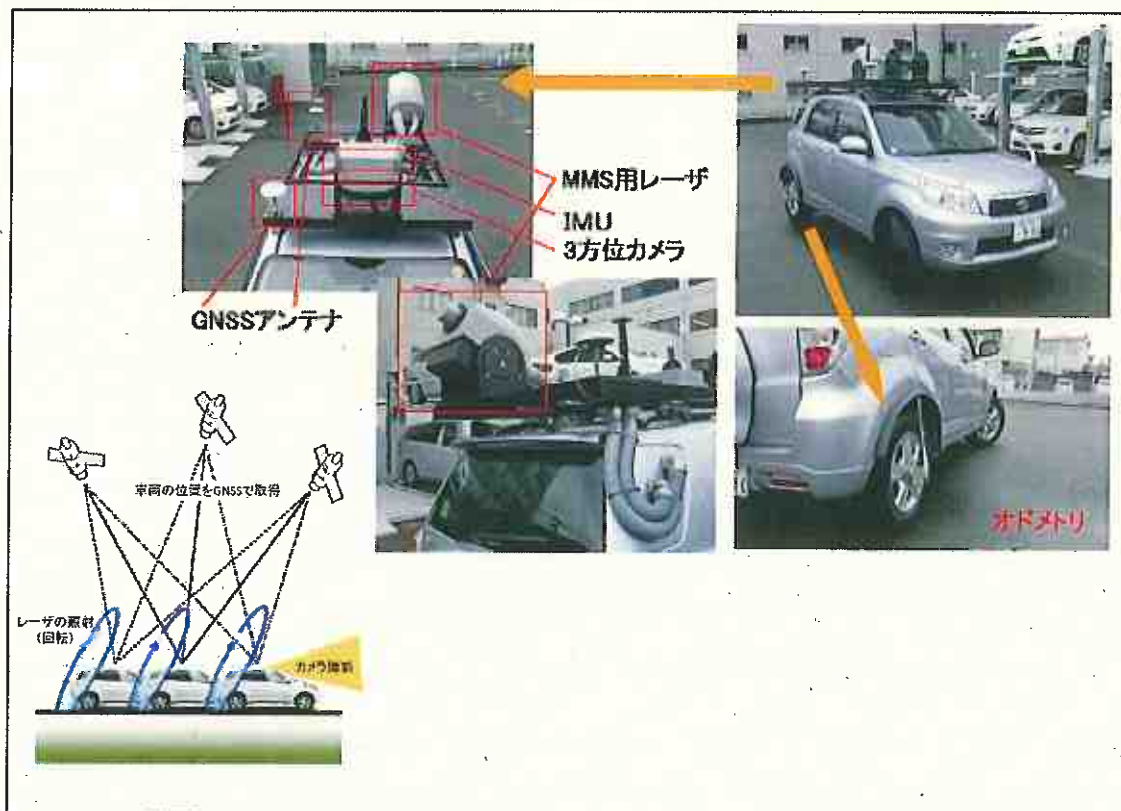
用途		所管行政庁の指導・助言対象建築物の要件※	所管行政庁の指示対象建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上	—	—
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場			—	—
卸売市場				
百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館			—	—
賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿				
事務所			階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの				
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗			—	—
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車専用車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物			政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上
避難路沿道建築物		耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左と同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物		—	—	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物

※ 上記のほか、今回、マンションを含む住宅や小規模建築物についても所管行政庁の指導・助言対象となりました。

画像収集の概要（計測車両の概要）

① 高精度 GPS 移動計測車両

緊急輸送道路の内、沿道に高層建築物等が集積して立地する路線について、高精度 GPS 移動計測車両（Mobile Mapping System）を用いて道路及び沿道状況の計測を実施し、画像データ及び3次元レーザー点群データを取得する。計測にあたっては、後続の建築物抽出作業の精度向上を図るため、長距離レーザーを搭載した車両を採用する。



② 画像計測（360度全方位）車両

緊急輸送道路の内、沿道に高層建築物等が集積して立地する路線以外の対象道路に対して360度全方位画像計測車両（Ladybug）を用いて道路及び沿道状況の計測を実施し、画像データを取得する。



佐賀県緊急輸送道路網図

平成24年3月27日時点

唐津市浜玉



路線凡例

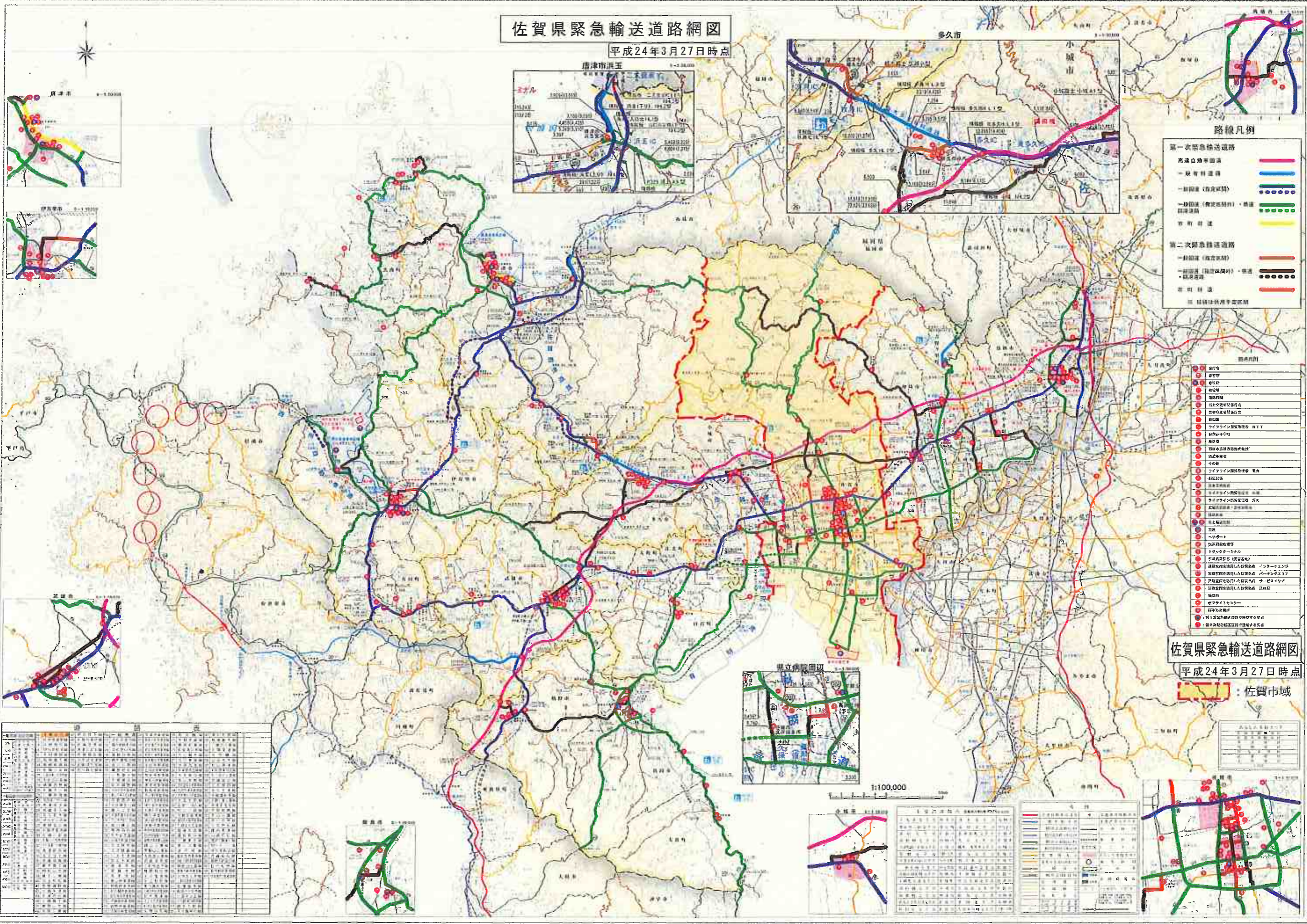
- 第一次緊急輸送道路**
- 高速自動車国道
 - 一般有料道路
 - 一般国道(指定区間)
 - 一般国道(指定区間)・普通国道
 - 市町村道
- 第二次緊急輸送道路**
- 一般国道(指定区間)
 - 一般国道(指定区間)・普通国道
 - 市町村道
- 注 経路は状況により変更

- 拠点別**
- 市庁舎
 - 郡庁舎
 - 町庁舎
 - 村庁舎
 - 消防機関
 - 国土交通省佐賀支庁
 - 佐賀県庁
 - 佐賀県立病院
 - 佐賀県立高等学校
 - 佐賀県立中学校
 - 佐賀県立小学校
 - 佐賀県立幼稚園
 - 佐賀県立図書館
 - 佐賀県立公民館
 - 佐賀県立生涯学習センター
 - 佐賀県立スポーツセンター
 - 佐賀県立文化センター
 - 佐賀県立福祉センター
 - 佐賀県立高齢者センター
 - 佐賀県立障害者センター
 - 佐賀県立障害児センター
 - 佐賀県立障害者就業・生活支援センター
 - 佐賀県立障害者相談センター
 - 佐賀県立障害者支援センター
 - 佐賀県立障害者福祉センター
 - 佐賀県立障害者就業・生活支援センター
 - 佐賀県立障害者相談センター
 - 佐賀県立障害者支援センター
 - 佐賀県立障害者福祉センター

佐賀県緊急輸送道路網図

平成24年3月27日時点

佐賀市域

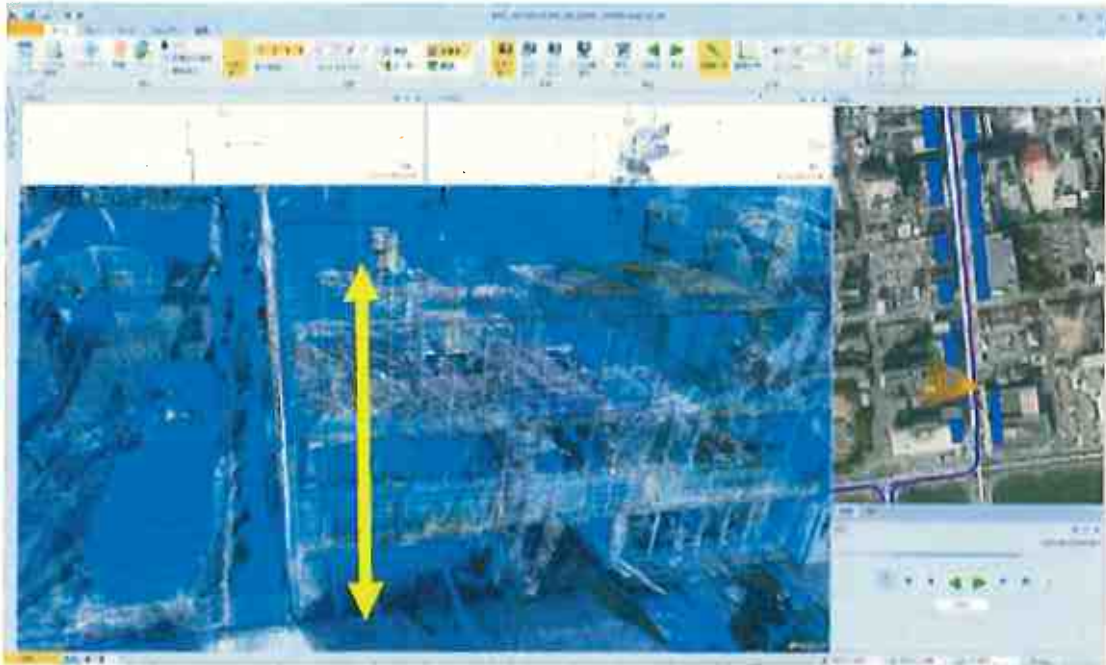


路線番号	路線名称	路線種別	道路種別	道路幅員	道路構造	道路状況	備考
1	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
2	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
3	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
4	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
5	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
6	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
7	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
8	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
9	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
10	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
11	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
12	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
13	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
14	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
15	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
16	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
17	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
18	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
19	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
20	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
21	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
22	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
23	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
24	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
25	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
26	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
27	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
28	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
29	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
30	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
31	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
32	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
33	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
34	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
35	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
36	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
37	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
38	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
39	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
40	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
41	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
42	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
43	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
44	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
45	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
46	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
47	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
48	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
49	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
50	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
51	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
52	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
53	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
54	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
55	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
56	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
57	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
58	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
59	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
60	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
61	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
62	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
63	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
64	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
65	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
66	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
67	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
68	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
69	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
70	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
71	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
72	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
73	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
74	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
75	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
76	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
77	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
78	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
79	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
80	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
81	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
82	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
83	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
84	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
85	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
86	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
87	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
88	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
89	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
90	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
91	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
92	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
93	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
94	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
95	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
96	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
97	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	
98	佐賀市街	市町村道	町道	10m	2車線	良好	
99	佐賀市街	市町村道	村道	8m	2車線	良好	
100	佐賀市街	市町村道	市道	12m	2車線	良好	

収集した画像

① 高精度 GPS 移動計測車両により取得するデータ

レーザー照射により得るレーザーデータと計測機器により高さを測定する。



② 360度全方位画像計測車両により取得するデータ

画像データと測量機器により高さを測定する。



③ 取得したデータの利用

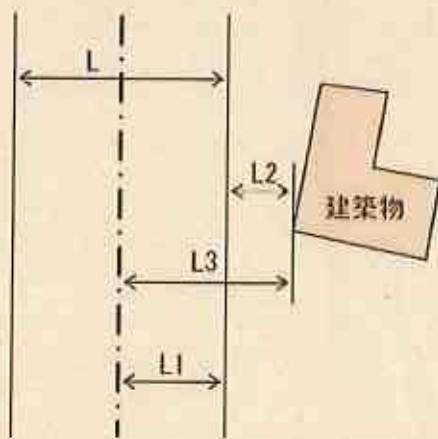
①、②で取得した建物高さのデータ及び道路幅員のデータを用いて以下の判定基準により緊急輸送道路等の避難路を閉塞する恐れのある建物を特定する。

◇ 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物

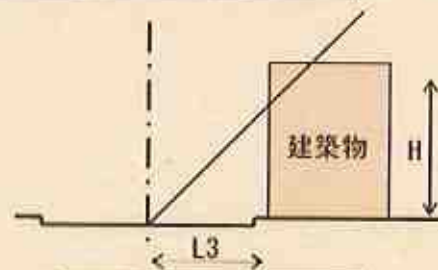
法第6条第3号に該当する建築物は概ね以下の手順で調査する。また、調査結果を踏まえて、閉塞危険性のある建物か否か判定する。

- ① 建築物前面の道路幅員を実測
- ② 建築物の高さを実測
- ③ 道路幅員と建築物高さの関係を整理

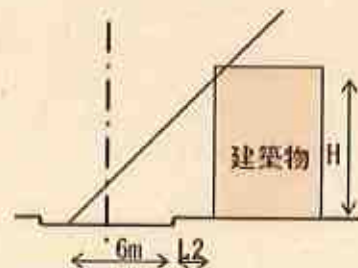
建築物と道路との距離の関係



道路幅員と建築物高さの関係



【 $L > 12m$ の場合 】
 $L3 < H$ で該当



【 $L \leq 12m$ の場合 】
 $L2 + 6m < H$ で該当

- ・ $L3$: 建築物最近接部分と道路中心線までの距離を計測
- ・ $L2$: 建築物最近接部分と最寄り道路縁までの距離を計測
- ・ $L1$: $L1 = L3 - L2$ (道路幅の $1/2$)
- ・ L : $L = L1 \times 2$